

# 入院時食事療養費・標準負担額等について

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています

## 入院時食事療養費の基準額（1食につき）

	入院時食事療養（Ⅰ）	特別食加算	食堂加算
①②以外の食事療養を行う場合	690円	76円	50円
②流動食のみを提供する場合	625円	なし	

## 入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）		510円
		指定難病患者	300円
		小児慢性特定疾病児童	150円
低所得者（住民税非課税）	低所得者Ⅱ（※1）	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円
該当なし	低所得者Ⅰ（※2）		110円

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給権者

2025年4月1日



一般財団法人芙蓉協会  
聖隸沼津病院 病院長